定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　三一〇　三一一　四五九　四六〇

除籍が滅失した件　三一一

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　三一一　四六一　四六四

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三一一　三一二

○外務省

行政機関の保有する情報の公開に関し事務所を指定した件、及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、手数料の納付を現金ですることができる事務所の所在地を定める件を廃止する件　一　八

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件を廃止する件　一　八　三　七　三一二

租税に関する情報の交換のための日本国政府と英領バージン諸島政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　一　八　三一三

円借款の供与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件　二　八　三一四

第三次ルアプラ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　八　三一五

改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する交換公文の付表の修正に関する書簡の交換　三　八　三一六

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する件　三　八　三一七

円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　八　三一八

国際連合安全保障理事会決議第二千百四十号（イエメン共和国に対する制裁に関する決議）に関する件　九　八　三一九

ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　九　八　三二〇

オヨ州小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　九　一〇　三二一

国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　九　一〇　三二二

紛失の届出により失効した旅券の告示　四　一七　230　三二三

アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　八　一七　230　三二四

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのザンビア共和国の加入に関する件　一　一七　特20　三二五

コロネル・オビエド市給水システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三　二〇　三二六

租税に関する相互行政支援に関する日本国政府による地方法人税の採用の通告に関する件　二　二八　三二七

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のオーストリア共和国による批准に関する件　二　二八　三二八

国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件　二九　五　三二九

国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二九　六　三四〇

○財務省

たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示　一　一〇　三四一

個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一　一三　218　三四二

政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　225　三〇八　三四三

国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　九　225　三〇九　三四四

国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　225　三一〇　三四五

国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　225　三一一　三四六

国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　225　三一二　三四七

国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　225　三一三　三四八